

関島社会保険労務士事務所便り

2011年
2月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



年金支給開始70歳が魅力的???

与謝野馨経済財政担当相は、1月21日、新成長戦略実現会議（議長・菅直人首相）において、現在は原則65歳とする公的年金の支給開始年齢の70歳への引き上げを検討する考えに言及し、「人生90年を前提に定年延長を考えなければならない、それにより年金支給年齢の引き上げも考えられる。成長型長寿社会を作っていくなくてはならない。」（日経 1.22）と述べたといいます。菅首相は、これを「大変正しい言葉ももらった。積極的に高齢者に経済活動に参加してもらおう構想は魅力的だ」（前同）と述べたといいます。

年金の支給開始年齢の引き上げは下表のように現在実施中ですが、70歳になる

まで年金がなく働く社会が果して魅力的社会といえるかです。

与謝野氏は、自民公明時代に「100年安心年金プラン」を策定してきた張本人です。また、70歳年金支給は民主党のマニフェストにもない案です。現役世代に負担増をもたらし、年金に対する将来不安を助長したものといえましょう。

今日必要なことは、高すぎて払えなくなっている保険料の引下げや、25年も払わなければ年金がもらえないという長すぎる加入要件の短縮等です。

国民が保険料を払った額を大幅に上回る年金が確実にもらえるという魅力ある制度の確立こそ今日必要です。

現在段階的に支給開始が繰り上げになっている厚生年金の生年月日別支給開始年齢

男 子			女 子		
定額部分（生年月日）	支給開始	報酬比例（生年月日）	定額部分（生年月日）	支給開始	報酬比例（生年月日）
昭和 16. 4. 1 以前	60 歳	昭和 28. 4. 1 以前	昭和 21. 4. 1 以前	60 歳	昭和 33. 4. 1 以前
16. 4. 2～18. 4. 1	61 歳	28. 4. 2～30. 4. 1	21. 4. 2～23. 4. 1	61 歳	33. 4. 2～35. 4. 1
18. 4. 2～20. 4. 1	62 歳	30. 4. 2～32. 4. 1	23. 4. 2～25. 4. 1	62 歳	35. 4. 2～37. 4. 1
20. 4. 2～22. 4. 1	63 歳	32. 4. 2～34. 4. 1	25. 4. 2～27. 4. 1	63 歳	37. 4. 2～39. 4. 1
22. 4. 2～24. 4. 1	64 歳	34. 4. 2～36. 4. 1	27. 4. 2～29. 4. 1	64 歳	39. 4. 1～41. 4. 1
昭和 24. 4. 2 以降	65 歳	昭和 36. 4. 2 以降	昭和 29. 4. 2 以降	65 歳	昭和 41. 4. 2 以降

加入期間不足で年金がもらえないときに

年金は、原則として 25 年以上加入していないともられません。しかし、厚生年金だけの場合、現在 20 年あればもらえますが、今後は下表のとおりとなります。

国民年金の加入必要年数

国民年金の 25 年の加入必要年数には、次の期間を含みます。

- ① 国民年金のほか、厚生年金、共済年金、船員保険や昭和 61 年 3 月以前の専業主婦の期間や脱退一時金をもらった期間や戦前の旧令共済組合期間等。
- ② 保険料免除期間や猶予期間（保険料を滞納した期間は除きます。）
- ③ 日本と通算協定のある外国年金の加入期間や海外在住の日本人に適用されるカラ期間。
- ④ 60 歳から 65 歳に達するまでの間、国民年金に任意加入した期間。

国民年金の特例による任意加入

65 歳の時点で国民年金の必要年数を満たさない人は、25 年の受給要件を満たすまで任意加入することができます。但し、70 歳以後は加入することはできません。

厚生年金の任意単独被保険者

70 歳未満の方で厚生年金の適用事業所に勤めている人は、厚生年金の被保険者になります。しかし、適用事業所以外の事業所に勤めている人は、事業主の同意をもらうことで厚生年金の任意単独被保険者となることができます。この場合、同意した事業主には、保険料納付義務と保険料半額負担の義務が生じます。

70 歳以上の高齢任意加入被保険者

70 歳になっても厚生年金や老齢基礎年金の受給年数を満たさないときは 70 歳以降も厚生年金に加入することができます。厚生年金の適用事業所に勤めているときは、年金事務所に申出により、また、適用事業所以外の事業所に勤めているときは事業主の同意を得て受給要件を満たすまでの間、厚生年金の高齢任意加入被保険者になることができます。

保険料については原則として全額自己負担です。しかし、適用事業所の事業主が同意した場合及び適用事業所以外の場合は事業主と折半負担です。加入期間が不足する方は、ご相談ください。

厚生年金のみのときの加入必要期間

生年月日	加入年数		生年月日	加入年数	
	通常	中高年齢特例 [㊤]		通常	中高年齢特例
昭和 22.4.1 以前	20 年	15 年	27.4.2～28.4.1	21 年	21 年
22.4.2～23.4.1	20 年	16 年	28.4.2～29.4.1	22 年	22 年
23.4.2～24.4.1	20 年	17 年	29.4.2～30.4.1	23 年	23 年
24.4.2～25.4.1	20 年	18 年	30.4.2～31.4.1	24 年	24 年
25.4.2～26.4.1	20 年	19 年	昭和 31.4.2 以降	25 年	25 年
26.4.2～27.4.1	20 年	20 年	㊤ 中高年齢特例とは男性 40 歳以降、女性 35 歳以降の加入年数		

使用者に労働時間を把握する義務がある

当社では、残業時間について自主申告制を採用しており、「残業は月 25 時間まで」と定めています。ところが、従業員から労働基準法に違反しているのではないかと疑問がだされています。誤っているのでしょうか。

残業時間の自主申告制と上限設定は、それが適正に行われ、残業が上限時間内に収まっている限りにおいては労働基準法に違反しません。しかし、実際には残業が上限時間を上回り、自主申告を阻害するために行われていることが多くみられます。この場合には労働基準法に違反しており、速やかな改善が必要です。

★使用者に課せられる労働時間把握義務

労働基準法では、労働時間、休日、深夜労働等について規制を設け、割増賃金の支払い義務を定めています。このことから、使用者には個々の従業員の労働時間を適正に把握する義務が課せられていると解釈されています。

★労働時間適正把握基準

一部の事業場において、自主申告制の不適正な運用により使用者の労働時間の把握を曖昧にし、割増賃金の未払いや長時間労働が問題になりました。

そのため、厚生労働省は平成 13 年「労働時間適正把握基準」(H13.4.6 基発第 339 号)という通達を出し、「労働時間の適正把握のために使用者が講ずべき措置」を定めています。その主な内容は以下のとおりです。

(1) 始業・終業時刻の確認と記録

使用者は労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認の原則的方法

①使用者が自ら現認し、確認記録する。

②タイムカード・IC カード等で確認記録する。

(3) 自主申告制による場合の措置

上記(2)の方法でなく自主申告制で労働時間の確認記録を行わざる得ないときは次の措置を講ずること。

①自主申告制を導入する前に、その対象となる労働者に実態を正しく記録し申告することを十分説明する。

②自主申告した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かの実態調査を必要に応じて実施する。

③労働者の適正な申告を阻害する目的で時間外労働の上限を制定するなどの措置を講じないこと。また、定額払い等の措置が適正な申告を阻害する要因となっている場合は改善の措置を講ずる。

(4) 労働時間の記録の保存

労働時間の記録に関する書類について 3 年間保存する。

(5) 労働時間を管理する者の職務

労務管理を行う責任者は、労働時間適正把握等労働時間管理に関する事項を管理し、問題点の把握及びその解消を図る。

(6) 労働時間短縮推進委員会等の活用

必要に応じて労働時間短縮推進委員会等の労使協議組織を活用する。

このように、労働時間の適正把握は使用者の義務とされています。未払い残業請求裁判においても、会社が出退勤時刻を管理していない場合は、労働者側の主張が全面的に認められています。

●「高額療養費」立替払い不要を検討

厚生労働省は、「高額療養費」に関して、上限額を超えた分の患者の立替払いをなくす方向で検討していることがわかった。高額な治療薬の増加等の影響で、患者の立替負担が大きくなっていることを受けたもので、2012年から対応の予定。(1月28日)

●「扶養家族資格喪失モレ」8万7千人

協会けんぽにおいて、就職等で扶養家族としての資格を失った後、脱退手続をせず加入したままの人が、昨年9月末時点で約8万7,000人いたことが明らかになった。就職先の健康保険や国民健康保険に加入した結果、二重加入となった。(1月26日)

●厚生年金保険料未納額24億円以上

厚生労働省は、企業側の着服や事務作業ミスによる厚生年金保険料の未納額が約24億4,143万円に上ると発表した(2010年9月末時点)。国の勧奨により約18億円が事後納付されたが、約6億円が現在も未納となっている。(1月26日)

●就職支援強化で助成金の対象を拡大

厚生労働省が「卒業前の集中支援」の内容を発表し、2月1日から、大学等を卒業後3年以内の既卒者を採用した事業主への奨励金(3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金)の対象者が平成22年度卒業予定の未内定者まで拡充されることが明らかになった。(1月18日)

●登録型派遣事業所数が1年で12%減少

厚生労働省は、登録型派遣を行う事業所の数が2010年12月時点で2万2,472カ所(前年同時期

比約12%減少)となったと発表した。常用型派遣の事業所数は6万130カ所(同3%増加)となった。(1月16日)

●「診断書なくても障害年金支給」地裁判決

医師の診断書がないことを理由に障害基礎年金を不支給としたのは不当であるとして、聴覚障害を有する女性がこの決定の取消しを求めている訴訟で、神戸地裁は、「合理的な資料があれば障害の認定は可能」とし、原告の請求を認容する判決を下した。診断書がないにもかかわらず不支給決定を覆す判断は異例。(1月13日)

●国民年金保険料月額1万5,020円に

厚生労働省は、2011年度における国民年金保険料を今年度より80円引き下げ、月額1万5,020円とする方針を明らかにした。賃金・物価の下落を受けたもので、1961年の国民年金制度発足以来、引下げは初めて。(1月13日)

●所定内給与 トップは東京都

厚生労働省が「賃金構造基本統計調査(都道府県別速報)」の結果を発表し、2010年における所定内給与(月額)は、トップが東京都(36万4,800円)、最下位は沖縄県(22万3,900円)だったことがわかった。(1月12日)

●日本の人口が12万人以上減少

厚生労働省が「人口動態統計」の年間推計結果を発表し、2010年の日本の人口が前年から約12万3,000人減少することが明らかになった。減少幅は過去最高で、2007年から4年連続の減少となる。(1月1日)